

# 鳴門市耐震改修促進計画 概要版（案）

## はじめに

平成20年3月に、大地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命・財産を守ることを目的として「鳴門市耐震改修促進計画」を策定しました。

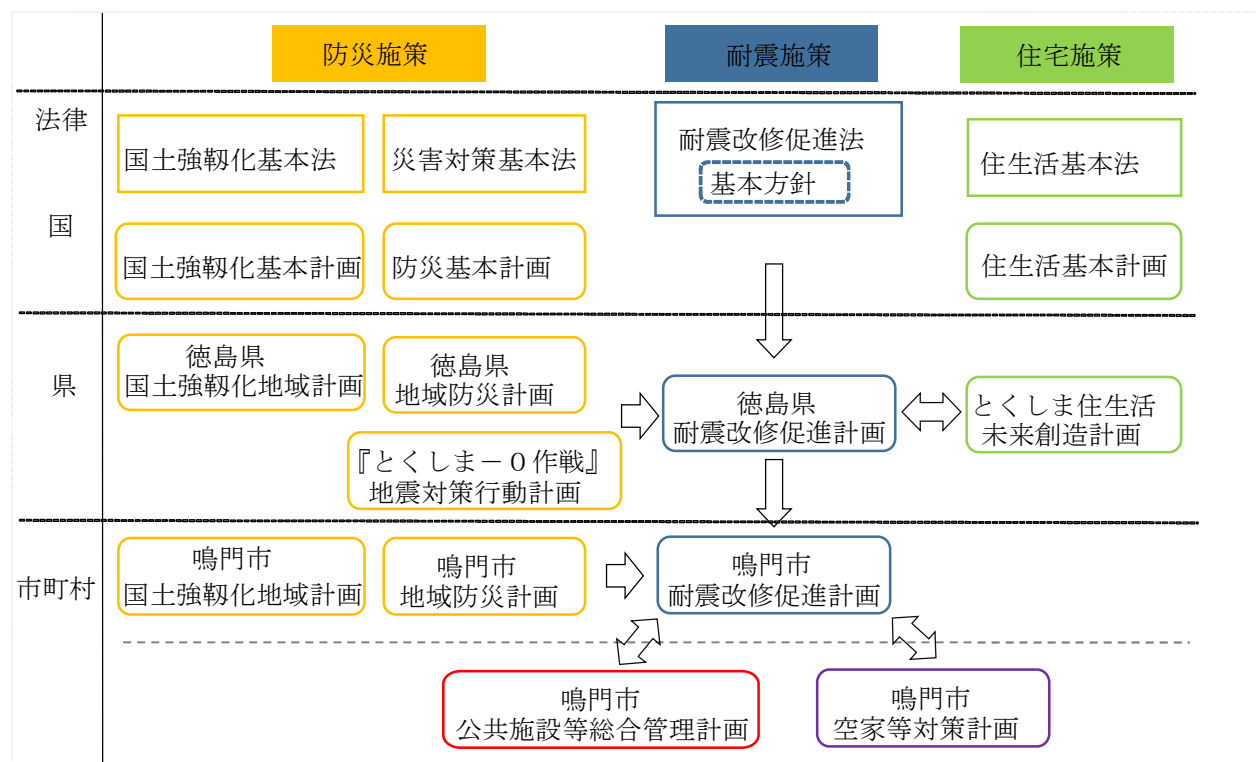
前回、平成26年3月の計画改定を経て、新たな「徳島県耐震改修促進計画」（令和3年7月）の策定を踏まえ、本市においても、住宅・建築物の耐震化・減災化を推進するため、本計画の見直しを行うものです。

## 第1章 計画の策定にあたって

### 【1】計画の目的

本計画は、南海トラフの地震や中央構造線・活断層地震等に備えるため、地震に対する建築物の防災対策を推進する上で重要な建築物の耐震改修等の「耐震化」や家具の転倒防止対策等による「減災化」を促進し、建築物の倒壊等による被害の低減を図ることを目的としています。

### 【2】計画の位置づけ



### 【3】計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和5年度から令和8年度までとします。なお、上位計画に大きな変更が生じた場合や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。また、住宅の耐震化・減災化の取組内容・目標等を定める「鳴門市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき毎年度、実施状況を検証して改善等を行っていきます。

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 【1】 県内で想定される地震の規模、想定される被害の状況

#### (1) 南海トラフの地震

- 1) 今後30年での発生確率：70～80%程度
- 2) 想定される地震の規模：マグニチュード8～9（最大9.1）クラス

#### (2) 中央構造線・活断層地震（鳴門市付近～美馬市付近）

- 1) 今後30年での発生確率：1.0%以下
- 2) 想定される地震の規模：マグニチュード7.7程度

### 【2】 耐震化の現状と耐震改修等の目標

#### (1) 住宅

住宅の耐震化率は81.8%となっています。

これまでと引き続き倒壊等の恐れのある住宅の耐震性向上とともに、家具の固定等の負担の少ない対策で命を守る減災化により「死者ゼロ」を目指します。

#### (2) 特定建築物

特定建築物の耐震化率は77.3%となっています。

このうち、災害時に重要な機能を果たす建築物については、耐震化率100%となるよう引き続き取り組んでいきます。

### 【3】 市有建築物の耐震化の目標

防災拠点となる市有施設の、耐震化率は81.3%となっています。

防災上重要な拠点となる市有施設については、「鳴門市公共施設等総合管理計画」と整合性を図りながら、耐震化を進めます。

#### 耐震化の現状（平成26年3月改定時）

建物種別	戸数又は棟数	建築年		耐震改修等	耐震化済	耐震化率(%)
		昭和56年(1981年)以前	昭和57年(1982年)以降			
住宅	21,480戸	8,480戸	12,700戸	2,170戸	14,870戸	69.2%
特定建築物	255棟	133棟	122棟	27棟	149棟	58.4%
市有施設(防災拠点等)	69棟	44棟	25棟	3棟	28棟	40.6%

注)住宅戸数は平成20年住宅・土地統計調査報告(住宅戸数以外は平成25年度調査)による

#### 耐震化の現状（令和5年3月改定（案）時）

建物種別	戸数又は棟数	建築年		耐震改修等	耐震化済	耐震化率(%)
		昭和56年(1981年)以前	昭和57年(1982年)以降			
住宅	22,500戸	7,083戸	15,417戸	2,979戸	18,396戸	81.8%
特定建築物	247棟	104棟	143棟	48棟	191棟	77.3%
市有施設(防災拠点等)	64棟	41棟	23棟	29棟	52棟	81.3%

注)住宅戸数は平成30年住宅・土地統計調査報告(住宅戸数以外は令和2年度・令和4年度調査)による

### 〔前計画からの変更点〕

#### 住宅の耐震化の目標

地震の被害を軽減するためには、住宅の耐震化を引き続き取り組んでいく必要がありますが、各世帯における様々な事情により本格的な耐震改修などの対策が一律に進まない状況も明らかとなってきました。こうしたことから、本市では、高齢世帯など事情のある方々については、住宅が被災しても住んでいる方の命だけは守る「減災化」の視点も取り入れ、地震発生時における「死者ゼロ」を新たな目標に取組を推進していきます。

### 特定建築物の耐震化の目標

特定建築物のうち、災害時に重要な機能を果たす「4用途」の建物（学校、病院、庁舎、公営住宅）のうち現時点で耐震化率が100%となっていない庁舎については、耐震化率100%となるよう引き続き取り組んでいきます。

特定建築物の耐震化の目標(平成26年3月改定時)

建物用途	全棟数	平成25年3月現在		耐震化率の目標 (平成32年度末)
		耐震化済棟数	現状の耐震化率	
学校	30	18	60.0%	100%
病院	22	14	63.6%	
庁舎	14	8	57.1%	
公営住宅	14	14	100.0%	
計	80	54	67.5%	

特定建築物の耐震化の目標(令和5年3月改定(案)時)

建物用途	全棟数	令和2年度末時点		耐震化率の目標 (令和6年度末)
		耐震化済棟数	現状の耐震化率	
学校	26	26	100.0%	100%
病院	12	12	100.0%	
庁舎	11	9	81.8%	
公営住宅	14	14	100.0%	
計	63	61	96.8%	

### 市有建築物の耐震化の目標

防災上重要な拠点となる市有施設については、公共施設の今後のあり方や基本的な方向性を示した「鳴門市公共施設等総合管理計画」と整合性を図りながら、耐震化を進めるとともに、施設の状態に応じて、適宜見直しを行います。

その他の市有施設についても、「鳴門市公共施設個別施設計画」に基づき耐震化を推進します。

防災拠点となる市有施設耐震化計画(平成26年3月改定時)  
(平成25年(2013年)3月現在)

区 分		棟数
防災拠点等となる市有施設		69棟
内 訳	うち、耐震化の検討を要する施設 (昭和56年(1981年)以前の建築施設)	44棟
	耐震改修不要の施設(改修済み(改修不要含む))	3棟
	現有施設の耐震化を図る施設(耐震化計画対象施設)	41棟

防災拠点となる市有施設耐震化計画(令和5年3月改定(案)時)  
(令和4年(2022年)8月現在)

区 分		棟数
防災拠点等となる市有施設		64棟
内 訳	うち、耐震化の検討を要する施設 (昭和56年(1981年)以前の建築施設)	41棟
	耐震改修不要の施設(改修済み(改修不要含む))	29棟
	現有施設の耐震化を図る施設(耐震化計画対象施設)	12棟

### 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

#### 【1】耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針

耐震診断・耐震改修を促進するため、本市と県の役割を明確にし、県及び関係団体と連携して円滑な対策の実施促進に努めます。

#### 【2】耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

県や関係団体と連携を図りながら、国の補助制度、県及び本市の助成事業等を活用して地震時の災害予防に努めます。

#### 【3】(新)地震時の総合的な安全対策に関する事項

県や関係団体と連携を図りながら、ガラスや外装タイルの落下防止対策、既存コンクリートブロック塀等の耐震対策、家具等の転倒防止対策等についての普及・啓発に努めます。

#### 【4】不特定多数の者が利用する大規模建築物に関する事項

耐震改修促進法附則第3条第1項に基づき、耐震診断が義務化された建築物は、不特定多数の者が利用する建築物等で大規模なものであり、倒壊した場合の人的被害や周辺地域に及ぼす影響が大きいことから、耐震化対策が円滑に行われるよう、所有者に対して、支援制度、耐震診断の基準や改修の工法等必要な情報提供に努めます。

#### 【5】防災拠点建築物に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき、病院や官公署などの地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物について、耐震改修促進計画において指定することにより耐震診断を義務付けられ、地震時における応急対策活動の中心となる施設の耐震性の確保を図ります。

#### 【6】避難路沿道建築物に関する事項

地震発生時に通行を確保すべき道路について、沿道の敷地が接する通行障害既存不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、鳴門市地域防災計画に定められた緊急輸送道路を位置づけ、その沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化を図ります。

### [前計画からの変更点]

#### 【3】地震時の総合的な安全対策に関する事項

##### ①空き家対策

状態が良好でも耐震性のない空き家をリノベーションして活用する際、耐震改修も併せて行うことで耐震化が図られるよう、空き家に対しても耐震化の支援を行います。

また、老朽化した空き家は、地震による倒壊で隣地に被害をもたらすおそれがあると同時に、倒壊した家屋のがれきが前面道路等を塞ぐことで、周辺住民の避難や緊急車両の通行・救助活動に支障をきたし、地震被害を拡大させる可能性があります。

そのため、老朽危険空き家等の除却に対して助成を行う支援策を講じて、地域の防災性の向上や地震時の二次災害予防に努めます。

## ②電気火災予防対策

東日本大震災における本震による火災全 111 件のうち、原因が特定されたものが 108 件で、そのうち過半数が電気関係の出火でした。

このため、感震ブレーカー等の設置により地震時の電気を遮断することで、電気起因する出火が相当程度抑制されると考えられることから、本市では、耐震改修と併せて設置する感震ブレーカーに対する支援を行い、発災時の火災予防対策に努めます。

地震の時、自動で電気を遮断できる  
**感震ブレーカー**をつけましょう

お知らせ

**ご存じですか？**  
地震による火災の過半数は  
**電気が原因**という事実。

東日本大震災における本震による火災全 111 件のうち、原因が特定されたものが 108 件。そのうち過半数が電気関係の出火でした。地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災のことです。

東日本大震災における火災の発生原因  
全体の 46% 電気関係  
そのうち 54% 地震による

**電気火災対策には、感震ブレーカーが効果的です。**

【感震ブレーカー】は、地震発生時に設定値以上の揺れを感じたときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切った状態の余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

主な感震ブレーカーの種類

スマートプラグ(コンセント型)

ブレーカー型(コンセント型)

ブレーカー型(コンセント型)

ブレーカー型(コンセント型)

感震ブレーカーは、延焼危険性や避難困難度が高い「地震時の電気火災の発生・延焼等の危険程度」に最も関与する「電気」及び「防火地域・準防火地域」において、緊急的・重点的な普及促進が必要とされています。

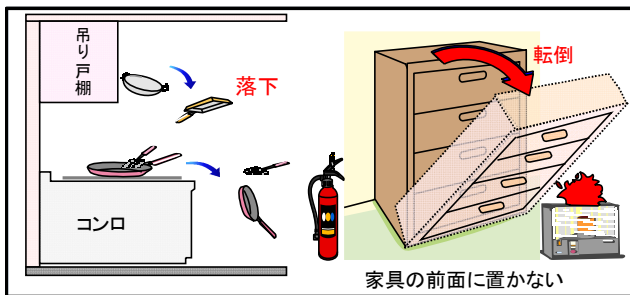
内閣府において、感震ブレーカー(分電盤タイプ)の地震時の電気火災の発生・延焼等の危険程度に最も関与する「電気」の全ての住宅普及及び「防火地域・準防火地域」の住宅への設置が勧奨的事項となり、それ以外の住宅等への設置が奨励的事項となります。

※1: 地震発生時以上の揺れ、延焼等の危険程度(発生率)に最も関与する「電気」及び「防火地域・準防火地域」において、緊急的・重点的な普及促進が必要とされています。詳細については、国土交通省消防庁より公表されている「地震発生時の電気火災の発生・延焼等の危険程度」を参照してください。

※2: 防火地域とは、延焼の危険性が高いと認められる地域を指し、準防火地域とは、延焼の危険性が高いと認められる地域を指し、それ以外の地域を指します。詳細については、国土交通省消防庁より公表されている「防火地域・準防火地域の指定」を参照してください。

## ③地震時の被害を最小限にする簡易対策

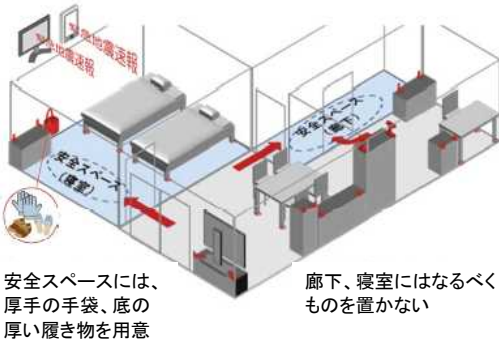
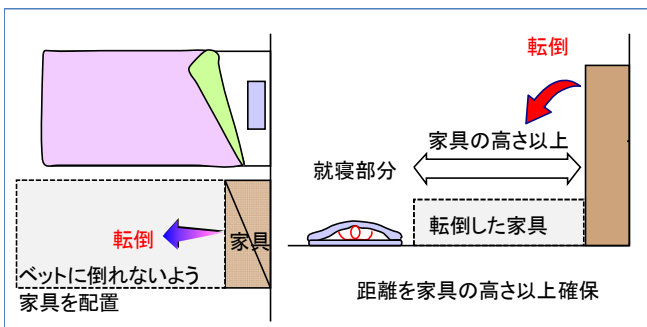
高齢者は寝室に居る時間が長く、寝ているときは地震の揺れに気が付くまでに時間がかかります。また、無防備な状態であることから、最低限の安全性を確保するため、避難対策も含めて寝室の家具の配置の工夫などの簡易対策の啓発に努めていきます。



○家の安全スペース

- ・住居内は、なるべくものを置かない
- ・安全スペースを作っておきましょう。

【安全スペースの例】  
寝室・廊下など



## 第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

### 【1】ハザードマップの公表

住民の意識向上と被害を最小限に抑えるために、地震の被害予想や危険地域、避難場所等が把握できるハザードマップ等をウェブサイトで公表し、市民への防災情報の周知に努めます。

### 【2】相談体制

相談窓口を設置して、木造住宅の耐震診断の申込み等の相談に対応していきます。

### 【3】パンフレットやウェブサイト等での周知活動

広報誌やウェブサイト等を活用して、耐震診断・耐震改修の啓発を行っていますが、市民の更なる意識の向上を目指し、今後とも、啓発パンフレットの配布等の周知活動を行っていきます。

### 【4】戸別訪問による普及啓発

戸別に訪問し耐震診断・耐震改修についての流れ及び補助制度についての説明等を行い、耐震診断の申し込み受けを行います。

### 【5】工事中ののぼり旗による普及啓発

外部からではわかりにくい耐震改修について、工事内容をお知らせし、工事補助制度を活用して工事を行う際にはのぼり旗を掲げてもらうこととしています。

### 【6】優良技術者・優良事業者の紹介

安心して耐震化を実施できるよう、計画から工事完了まで一貫してサポートする優良事業者を紹介します。

### 【7】(新)地震保険への加入促進

地震保険の意義や割引制度の紹介を行うことで加入を促進していきます。

### 【8】自主防災組織、地区自治振興会等との連携

地震防災対策として、市内各地域の自主防災組織、地区自治振興会等と連携し、耐震診断又は耐震改修の必要性を地域住民に説明会等で啓発を行っていきます。

## [前計画からの変更点]

### 【7】地震保険への加入促進

住民にとって、地震災害時の家屋が倒壊することによる経済的な負担は大きく、市民各自が地震保険に加入することは、各々の財産を守ること、地震に対する意識の向上を図るうえでも重要です。

本市では、あらゆる機会を通して、地震保険の意義や割引制度の紹介を行うことで加入を促進し、ひいては防災意識の向上に努めます。

割引制度	対象	保険料の割引率	
建築年割引	昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物である場合	10%	
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法(昭和 56 年 6 月 1 日施行)における耐震基準を満たす場合	10%	
耐震等級割引	「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級 1	10%
		耐震等級 2	30%
		耐震等級 3	50%
免震建築物割引	「住宅の品質確保の促進に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%	

地震保険の割引率（令和 3 年 1 月 1 日時点）